

改定概要

(山形県電子納品運用マニュアル)

今回の改定は、山形県県土整備部における情報共有システムの試行要領（営繕工事）が開始されることに伴うものである。

① 1-4 準拠する基準類

準拠する基準等について以下のとおり更新する。

■表 1-1 基準・要領一覧（山形県・国土交通省）

○山形県

- ・山形県県土整備部における情報共有システムの試行要領（営繕工事）（令和6年7月）

②電子納品事前協議チェックシート

以下のとおり更新する。

○営繕工事版

- ・利用ソフトの種類又はファイル形式の記載方法について、具体的なソフトウェアに修正する。
- ・工事帳票の交換・共有方法（情報共有システムの利用）を新たに記載する。
- ・電子納品対象物に工事写真を追加する。